

令和4年(ネ)第287号 大垣警察市民監視国家賠償、個人情報抹消請求控訴事件
控訴人(被控訴人 第一審原告) [REDACTED]
被控訴人(控訴人 第一審被告) 岐阜県

訴えの変更後の請求に対する答弁書

令和5年11月29日

名古屋高等裁判所 民事第2部Cd係 御中

被控訴人(控訴人 第一審被告) 岐阜県

訴訟代理人 弁護士 端元 博 保

同 弁護士 伊藤 公 郎

同 弁護士 池田 智 洋

電話 [REDACTED]

FAX [REDACTED]

被控訴人岐阜県は、本書面において、訴えの変更申立書により変更された請求の趣旨(以下「変更後の請求の趣旨」という。)及び請求の原因(以下「変更後の請求の原因」という。)に対し、以下のとおり答弁等をする。

第1 変更後の請求の趣旨に対する答弁

1 主位的答弁(本案前の答弁)

- (1) 一審原告らの被控訴人岐阜県に対する訴えをいずれも却下する。
- (2) 訴訟費用は、被控訴人岐阜県との関係では、一審原告らの負担とする。
との判決を求める。

2 予備的答弁(本案の答弁)

- (1) 一審原告らの被控訴人岐阜県に対する請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は、被控訴人岐阜県との関係では、一審原告らの負担とする。
との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

1 請求が特定されていない作為請求は不適法である

訴訟上の請求は、民事訴訟における審判の対象であり、請求は、被告にとっては最終的な防御の対象となるものであり、また、判決の既判力の客観的範囲を明確にするためのものであり、かつこれに対応する判決がなされた場合は、強制執行にまで至るものであるから、請求は、一義的に特定されていなければならない、故に、訴状には、請求の趣旨及び請求の原因（請求を特定するのに必要な事実）を記載しなければならないとされているのである（民事訴訟法133条2項2号、民事訴訟規則53条1項）。

そして、作為請求では、将来、請求認容判決を代替執行（民事執行法171条）又は間接強制（同法172条）の方法で執行し得る程度に、求められる行為を特定の表示しなければならない（兼子一ほか・条解民事訴訟法〔第2版〕761ページ）、請求の趣旨及び原因により請求が特定されていない場合には、当該訴えは、請求の特定を欠く不適法なものとして却下を免れない。

2 原判決において訴え変更前の請求に係る訴えを不適法な訴えとして却下している

原判決は、一審原告らが抹消を求める個人情報について、単に具体性を欠いているということだけをもって抹消の対象となる情報が特定されていないと判断したのではなく、一審原告らが、抹消の対象となる個別の情報を被控訴人岐阜県において保有していることについて具体的な立証をしていないことから、「警察庁及び岐阜県警察が収集し、保有している原告らの情報が特定されていない以上、（中略）作為の内容が特定されているということとはできない。」（原判決40ページ）と判示し、不適法なものであると却下したものである。

3 一審原告らの請求は、変更後の請求の趣旨及び変更後の請求の原因によっても特定されていない

一審原告らは、訴えの変更申立書において、「請求の趣旨は十分特定されたと考えるが、なお念のため」（一審原告ら訴えの変更申立書第2の1）として、突如議事録の内容を予備的請求として追加したものであるが、請求の趣旨の主位的請求は、一審判決で却下された訴えと何ら変わらず、予備的請求1及び2は、そこから単に構成を並べ替えただけであり、本質的に変わっている箇所は認められない。さらに、予備的請求3については、議事録に記載された文言をそのまま引用したものであり、これらでもって抹消の対象を特定したなどとは言えるはずがない。

万が一の話ではあるが、抹消請求が認容された場合、一審原告らによる請求

の「一切」とされている主位的請求はいうに及ばず、予備的請求においても、「等」が多数存し、請求の特定が全くなされていないことから、いかに抹消が行われたとしても、一審原告らは「等」との表記を根拠に、未だ執行は終了していない、として間接強制の申立てを継続することが可能であり、執行機関においても、何が「等」に当たるのか判断することは困難であることから、執行を終了したことを確認することは不可能となる。

執行の際、判決において何が執行されていないのか、何が執行できて何が執行できないか、という対象範囲が執行機関において明確になっていなければならず、対象範囲が明確でなければ判決の実効性を欠くこととなり、裁判における結果の予測可能性を損なうことで、訴訟当事者に予測不可能な結果を押し付けてしまい、裁判の法的安定性を著しく損なうこととなる。

第3 変更後の請求の原因の変更に対する認否

1 はじめに

原審被告県答弁書（平成30年4月9日付け）等で述べたとおり、警察がどのような情報を、いつ、どのように収集し、保管しているか、といった個別具体的な内容が明らかになれば、今後の情報収集活動自体の遂行が困難になるばかりか、公共安全と秩序の維持に重大な影響を及ぼすおそれが生じることとなることから、警察による情報収集活動の具体的な内容については個別に認否しない。

2 「1 原判決」について

第1文は認め、第2文以降は争う。

3 「2 請求の趣旨の特定」について

ア 「(1) 求められる特定の程度」について

(ア) 「ア 抽象的不作為請求の議論が個人情報抹消請求にも妥当すること」について
争う。

(イ) 「イ 抽象的不作為請求に関係する判例、裁判例の内容」及び「ウ 被告のなすべき内容が明らかであれば十分であり、作為の対象を一義的に明確に特定する必要はないこと」について
判例の存在は争わず、その解釈は争う。

(ウ) 「エ 上記の裁判例は本件にも妥当する」について

否認ないし争う。

イ 「(2) 情報の特定」について

(ア) 「ア」について

否認ないし争う。

(イ) 「イ 利用の時期及び態様による特定」について

第1段落については否認する。第2段落以降については、上記1で述べた理由により認否しない。

(ウ) 「ウ 評価的情報も抹消の対象となる情報として特定されている」について

否認ないし争う。

ウ 「(3) 小括」について

争う。

4 「3 一審被告国の保有」について

一審被告国に関する事項につき、認否の限りでない。

5 「4 違法性」ないし「6 結論」

否認ないし争う。

第4 被控訴人岐阜県の反論

1 一審原告らが抹消を求めている情報について、岐阜県警本部警備部及び岐阜県警各警察署警備課（以下、第4において「岐阜県警察」という。）が保有しているとの立証がなされていない

一審原告らは、議事録を根拠として岐阜県警察及び警察庁警備局が一審原告らの情報を保有していると主張する。

しかし、本件議事録は岐阜県警察において作成したものではなく、シーテック社の社員が社内報告のために作成したものであり、作成者である証人玉田は、自分が受け取った「雰囲気」や「印象」によりメモしたもので、同人の認識が入っていると述べており、また、会社の方針を議事録に反映させるために上司の決裁段階で表現が修正されるとも供述している。さらに、決裁権者の立場となる証人加藤も、作成者が脚色をつけたうえで作成されている可能性があるとして述べている。

このような経緯で作成された議事録に記載されている発言内容については、正確性、信憑性を欠くものであることから、議事録に発言内容が記載されて

いることをもって、岐阜県警察及び警察庁警備局が同発言内容にかかる情報を保有している根拠とはなり得ず、一審原告らの被控訴人岐阜県に対する抹消請求を認める余地はない。

2 仮に岐阜県警察が一審原告らの個人情報を保有すると認定されたとしても、その抹消請求が認められるものではない

被控訴人岐阜県は、一審原告らが岐阜県警察が保有すると主張する個人に関する情報については、第3の1に記載の理由により、個別に認否しないが、仮に、一審原告らの個人に関する情報を岐阜県警察が保有していると認定されたとしても、その抹消請求が認められるものではない。プライバシーに関わる事項について、人格権に基づく抹消請求を認め得る余地があるとしても、一般に、国又は公共団体は、その行政目的を達成するために法令の範囲内において情報を収集し、収集した情報を保管、利用し、抹消する機能を有しており、当該情報が個人の肖像権やプライバシーに関わるからといって、当然に人格権に基づく抹消請求が認められるものではないから、国又は公共団体の保有する個人に関する情報の収集手続に違法があり、公共団体が当該情報の保管、利用を継続することが社会通念上許容されないと認められる場合に限り、当該個人は人格権に基づき、当該情報の抹消を請求することができることと解すべきであり（東京地裁平成25年5月28日判決・判例地方自治379号59ページ）、当該情報の収集手続に係る違法性、それに続く保管、利用を継続することが社会通念上許容されないと認められる場合かどうかの立証責任は一審原告らにある。一審原告らが主張する、岐阜県警察が保有するという一審原告らの個人情報のうち、違法に収集したものが何であるのか、その情報をどのように収集したのか、いかなる理由でその収集が違法といえるのかを具体的に主張せず、また、一審原告らの個人情報の収集手続に係る違法性を何ら立証せず、岐阜県警察による一審原告らの個人情報の保有が違法であるとして、情報の抹消を求めているものであり、一審原告らの請求が失当であることは明らかであり、一審原告らの抹消請求を認める余地はない。

第5 結語

以上のとおり、一審原告らの被控訴人岐阜県に対する本件訴えは不適法であるから、速やかに却下されるべきであるが、仮に本案に関する審理がなされたとしても、一審原告らの被控訴人岐阜県に対する請求は理由がないから、速やかに棄

却されるべきである。

以上